

2018年を振り返って — 事務所の出来事編 —

早いもので今年1年が終わろうとしています。当所でも色々な出来事がありました。今月号は、この1年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

H30.3 職員1名入社

新しい職員が1名入社しました。7歳、5歳、3歳の3人のお母さんです。子育てと仕事を両立しながら、日々頑張っています。

これで、当所において子育て中の職員が9名、そして小学生以下の子供の数は11名となりました。当所は、子育てをしながらでも働きやすい職場を目指しています。

H30.6 労働法講演会開催

昨年に引き続き、11年目の開催となりましたが、顧問先・会員事業所の多くの皆様にお越しいただき、大会議場が満席状態になりました。多数のご出席、ありがとうございました。

今年のテーマは、「働き方改革と企業人事への影響パート2」でした。

今年の講演会は、特別講師として、弁護士法人久屋総合法律事務所の藤田晃佑弁護士をお招きし、弁護士の立場から労働事件の実情をお話いただきました。

来年も、6月12日(水)に同会場(長良川国際会議場)での開催を予定しております。

H30.6 職員1名出産のため休業へ

6月より、職員1名が出産のため1年間の休業に入りました。休業の期間は、職員で協力し合いながら、業務に取り組んでいきます。

H30.11 第50回(平成30年度)社会保険労務士試験合格

毎年8月の終わりに、社会保険労務士試験が行われますが、6年振りに、合格者をだすことができましたことをご報告します。

今年の合格率も6.3%と厳しいものでしたが、仕事と試験勉強を両立し合格出来たことを、職員全員で喜び合いました。

これで、当所の社会保険労務士資格者を10名とすることができました。

私、尾関舞は、この度平成30年度社会保険労務士試験に合格いたしましたので、その旨ご報告申し上げます。これもひとえに皆様方のご指導の賜と深く感謝しております。これまでも増してその責任の重さに身の引き締まる思いですが、今後ともこれまでの実務経験を踏まえつつ、なお一層質の高いサービスを提供して参りたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

尾関 舞

☆ 今月号が今年の最終号となります。今年も1年ありがとうございました。

当所の冬休みは、12月29日(土)～1月6日(日)となっております。また、1月7日(月)の仕事始めは、職員全員で毎年恒例にしている伊奈波さんに初詣をし、本殿で祈禱をさせていただきますので、急用の場合には当所の留守番電話にご伝言をお願い致します。戻り次第、ご連絡させていただきます。

来年も事務所職員一同、力をあわせてより一層頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

鉛筆子

- 人事労務に関する情報編 -

今年1年もラコン通信では人事労務に関するさまざまな情報を取上げてきました。今月号では、今年1年間の振り返りと、来年について既に明らかとなっている改正動向をまとめてみました。

	労働・社会保険における法律改正	人事・労務を取り巻く出来事
2018.3	健康保険法・介護保険法 (健康保険料率改定〔岐阜県 49.75/1000 から 49.55/1000 へ〕、介護保険料率改定〔岐阜県 8.25/1000 から 7.85/1000 へ変更〕。) 《ラコン通信3月号》	日本年金機構 マイナンバーによる届出・申請が開始 (3月5日より、マイナンバーによる届出・申請が開始。基礎年金番号を記載していた届書には、マイナンバーを記載。様式も新たに変更。) 《ラコン通信3月号》
2018.4	労働契約法 無期労働契約への転換申込みが本格化 (「労働契約法の一部を改正する法律」が平成	
2018.6	24年8月に公布、規定された3つのルールの一つである「無期労働契約への転換」について、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が5年を経過する平成30年4月以降、無期労働契約への転換が本格化。) 《ラコン通信2月号》	働き方改革関連法が成立 (6月29日、「働き方改革関連法」が成立。来年4月以降、順次施行。①働き方改革の総合的かつ継続的な推進、②長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等、③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保。) 《ラコン通信5・7月号》
2018.9	厚生年金保険法 (段階的に上げられてきた厚生年金保険料率の上げが昨年を最後に終了、91.50/1000で固定。) 《ラコン通信8月号》	
2018.10	最低賃金法 (岐阜県では800円から「825円」へ25円引上げ。10月1日発効。全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最高額となる引上げ。) 《ラコン通信8月号》	
2019.4		働き方改革関連法が施行 (②長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等の分野において施行。時間外労働の上限の限度時間を設定。月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止。年5日の年次有給休暇について、時季を指定し与えなければならない。)
2019.5		5月1日 新元号が施行 (新天皇が即位、平成から新元号へ。) 社会保険・雇用保険 手続きの簡略化へ (採用、退職時の届出を紙ベースでの統一様式の導入。年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署のいずれか1ヶ所に提出すればよい。)

